



長野県報

5月16日(月)
平成23年
(2011年)
第2267号

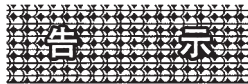
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	2
一般競争入札(管財課)	3
一般競争入札(税務課)	3
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築指導課)	4
平成23年度長野県警察官採用試験(A)(平成24年4月採用第2回)の実施(人事委員会事務局)	5



告示

長野県告示第355号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字費川字一ノ沢493のイの1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第356号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字奈良井字大久保甲2727の178
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第357号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字北小野字神戸2704のハ、2704のニ、字川島3131から3133まで、3134のイ、3134の1、3134の2、字川島3979、3980の1から3980の3まで、3982、3983の1から3983の4まで、3984、3985の1、3985の2、3986から3989まで、3990の1、3990のイ、3990のロ、3990のハ、3990のニ、3990のへの1、3990のへの2、3990のト、3990のチの2、3990のリ、3990のヌ、3990のル、3990のヲ、3990のワ、3990のカ、3990のヨ、3990のタ、3990のレ、3990のツ、字三郎洞3135のイ、3992の1、3992の2、3995の1、3995の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年5月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年5月16日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 152号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大屋字幅387番の4地先から 上田市大屋字幅390番の2地先まで	旧	15.6~20.4 m	0.0480 km
同 上	新	17.8~20.4	0.0480

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年5月30日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年5月16日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

1 路線名 152号

2 供用を開始する区間

上田市大屋字幅387番の4地先から

上田市大屋字幅390番の2地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年5月16日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年5月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねむの木

3 代表者の氏名

井出くに江

4 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2933番地

5 定款に記載された目的

この法人は、ねむの木のおおきなおおきな木の幹と大きく広がる枝と木々の葉が表すように、高齢者を中心に、障害者も地域で暮らす子供から大人も、みんながお互いに支え合い、助け合うことを目的に、いつまでも、ねむの木の下に集まり、お互いを理解し協働して、元気に楽しく安らかに過せる地域づくりを目指すことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月16日